

第6次芦屋町総合振興計画

実施計画表

令和8年度～10年度



実施計画について

(1) 計画策定の目的

第6次芦屋町総合振興計画に基づき、体系化された施策・事業についてその実効性を考慮しながら事業量・実施時期等を決定し、財政措置を講じて予算編成の指針とするものです。

(2) 実施計画の期間

令和8年度～10年度の3カ年

毎年度向こう3カ年を実施期間とし、ローリング方式により、毎年事業の進捗度を検証しながら調整を図ります。

※ ローリング方式・・・施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年定期的に行うことをいいます。

※本実施計画は令和7年度に策定したものであり、国や県の動向変化などやむを得ない事情が発生した場合は見直しを行うことにしています。

体系図

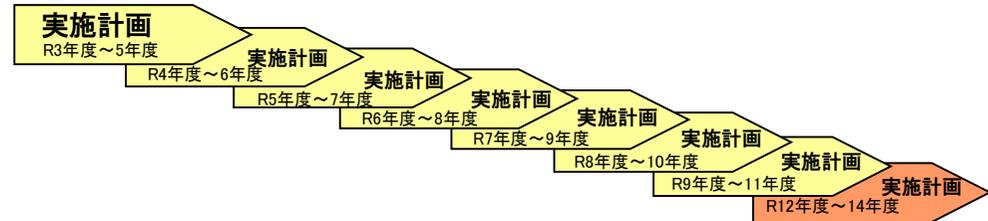
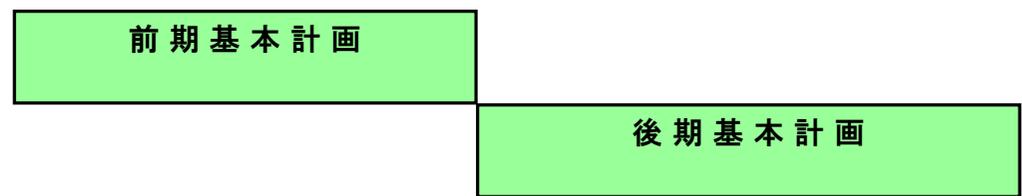
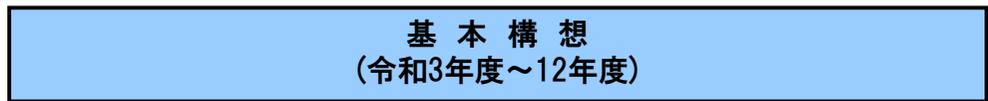
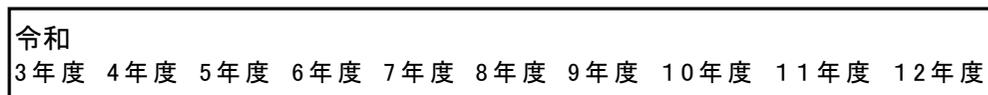
第6次芦屋町総合振興計画 計画期間(令和3年度～12年度)

第6次芦屋町総合振興計画は、目標年度を令和12年度、計画期間を令和3年度から12年度までの10年間とし、基本構想・基本計画・実施計画で構成しています。

【基本構想】（10年間）
芦屋町の将来像と基本目標を掲げ、これを実現するための施策の大綱を定め、まちづくりの基本方向を明らかにするものです。その目標の年次を令和12年度とします。

【基本計画】（5年間）
【前期令和3年度～7年度、後期令和8年度～12年度】
基本構想の施策の体系に基づいて、総合的かつ体系的に施策の方向付けを示すものであり、前期計画と後期計画によって構成されます。

【実施計画】（3年間）
※ローリング方式により毎年度見直し
基本計画で体系化された施策・事業について、その実効性を考慮しながら事業量・実施時期等を決定し、財源措置を講じて予算編成の指針とするものです。



令和7年度実施計画 [令和8年度～10年度]

目次	(頁)	
総務課	人事係	1
	庶務係	2～3
企画政策課	企画係	4～5
	シティプロモーション係	6
	デジタル推進係	7
芦屋港活性化推進室	事業推進係	8
財政課	契約管財係	9
住民課	住民係	10
	保険年金係	11
福祉課	高齢者支援係	12～13
	障がい者・生活支援係	14
健康・こども課	子育て支援係	15
	健康づくり係	16～17

目次	(頁)	
産業観光課	農林水産係	18
	商工観光係	19～21
環境住宅課	環境・公園係	22
	地域振興・交通係	23
	住宅係	24
都市整備課	土木係	25
	下水道係	26
芦屋釜・歴史文化課	芦屋釜の里・歴史の里係	27
学校教育課	学校教育係	28～29
	給食センター係	30
生涯学習課	社会教育係	31
	公民館・文化係	32

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

総務課 人事係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
職員の資質向上	継続	職員の資質向上と能力開発を図るため、計画的な職員研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○新規採用職員研修の実施 ○階層別研修の実施 ○内部研修の実施 ○派遣研修の実施 ○各種団体への職員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規採用職員研修の実施 ○階層別研修の実施 ○内部研修の実施 ○派遣研修の実施 ○各種団体への職員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規採用職員研修の実施 ○階層別研修の実施 ○内部研修の実施 ○派遣研修の実施 ○各種団体への職員派遣
人事評価制度の運用	継続	人事評価を実施することで、職員の職務遂行能力を評価・分析し、個々の能力開発、育成を効果的に進め、住民サービスを向上させます。また、上司と部下との良好なコミュニケーションを促進させることで組織全体の活性化を図ります。	○人事評価制度の運用	○人事評価制度の運用	○人事評価制度の運用

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

総務課 庶務係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
航空機騒音等対策事業	継続	快適な住環境空間を確保するため、航空機騒音被害の軽減について、航空自衛隊芦屋基地などの関係機関に対して働きかけを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○九州防衛局への要望活動 ○芦屋基地への要望活動 ○芦屋町基地対策協議会補助金の交付 ○テレビ受信料補助金の交付 ○航空機騒音測定事業(2/3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○九州防衛局への要望活動 ○芦屋基地への要望活動 ○芦屋町基地対策協議会補助金の交付 ○テレビ受信料補助金の交付 ○航空機騒音測定事業(3/3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○九州防衛局への要望活動 ○芦屋基地への要望活動 ○芦屋町基地対策協議会補助金の交付 ○テレビ受信料補助金の交付
公用車の管理及び更新	継続	公用車の適切な維持管理に努めるとともに、計画的な更新を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車の更新 ○使用頻度検証・更新検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車の更新 ※R8年度の検討結果による ○公用車の使用頻度検証・更新検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車の更新 ※R9年度の検討結果による ○公用車の使用頻度検証・更新検討
防災設備の整備	継続	住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害軽減のため、防災設備の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○基金積立 	<ul style="list-style-type: none"> ○資材搬送車の購入 ○防災設備の整備内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災設備の整備 ※R9年度の検討結果による
自主防災組織の形成支援	継続	災害時の地域住民の「自助」「共助」や防災意識向上のための自主防災組織について、自治区を中心に組織形成の支援を行います。また、形成された組織に対し、講習会や図上訓練など基礎的な活動をとおして、防災意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○活動支援 ○防災士の育成支援 ○コミュニティ助成事業補助金(地域防災組織育成助成事業) ・補助金の交付 ・次年度意向調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○活動支援 ○防災士の育成支援 ○コミュニティ助成事業補助金(地域防災組織育成助成事業) ・補助金の交付 ※R8年度の意向調査結果による ・次年度意向調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○活動支援 ○防災士の育成支援 ○コミュニティ助成事業補助金(地域防災組織育成助成事業) ・補助金の交付 ※R9年度の意向調査結果による ・次年度意向調査
消防団車両の更新と装備品の整備	継続	消防団が使用する消防車両や装備品を計画的に更新することで住民の生命、身体及び財産を守るための地域防災力を向上させ、各種災害からの被害軽減に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○新基準活動服の購入 ※補助金の採択結果による ○消防無線機の更新検討 ○職員専用無線機の購入検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防無線機の更新 ※R8年度の検討結果による ○職員専用無線機の購入 ※R8年度の検討結果による 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防無線機の更新 ※R8年度の検討結果による ○職員専用無線機の購入 ※R8年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

総務課 庶務係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
防災計画等の整備・更新	継続	防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施するため、地域防災計画をはじめとする各種防災・減災計画やハザードマップ等の見直しを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画の策定 ○地域強靱化計画の策定 ○ハザードマップの更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画の推進 ○地域強靱化計画の推進 ○ハザードマップの配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画の推進 ○地域強靱化計画の推進
防災行政無線等の整備	継続	地域防災力の向上を目指し、防災行政無線の整備や地域情報伝達システムの戸別受信機を全世帯及び公共施設に配布し、町内全域に向けた情報伝達手段を確立します。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域情報伝達システムの維持管理 ○防災行政無線の更新検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域情報伝達システムの維持管理 ○防災行政無線の更新 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による ○有線放送撤去工事(粟屋、大城、浜崎) 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域情報伝達システムの維持管理
移動式排水ポンプの導入	新規	令和7年8月の九州北部豪雨による町内の災害発生状況を踏まえ、移動式排水ポンプを導入します。	<ul style="list-style-type: none"> ○移動式排水ポンプの導入 		

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

企画政策課 企画係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
住民参画まちづくり条例推進事業	継続	「住民参画まちづくり条例」は、町と住民が住民参画によるまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるために制定しているものです。住民参画のまちづくりについて審議するために住民参画推進会議を設置するとともに、情報ガイドブックに基づき、住民との協働を推進します。	○住民参画推進会議の開催	○住民参画推進会議の開催 ○住民参画まちづくり条例の発見的見直しの検討	○住民参画推進会議の開催
総合振興計画・コミュニティ活動状況調査に関する事務	継続	総合振興計画は長期的な展望のもと町の将来像を明確にし、その実現に向けた基本的な考え方や方針を総合的、体系的にまとめた町の最上位計画であり、町の経営方針です。本計画に基づきまちづくりを進めます。	○第6次総合振興計画(後期基本計画)数値目標の進捗確認 ○コミュニティ活動状況調査の実施検討	○第6次総合振興計画(後期基本計画)数値目標の進捗確認 ○コミュニティ活動状況調査の実施 ※R8年度の検討結果による	○第6次総合振興計画(後期基本計画)数値目標の進捗確認 ○第7次総合振興計画の策定検討
指定管理者制度に関する事務	継続	公の施設における、利用者サービス向上や維持管理経費削減のため、指定管理者制度の導入を推進します。また導入済みの施設においては、更新時期における次期指定管理者の選定を行います。	○次期指定管理者選定 ・海浜公園、レジャーブール	○次期指定管理者選定に係る協議 ・子育て支援センター	○次期指定管理者選定 ・子育て支援センター
中央病院の跡地利用	継続	平成30年3月に移転した旧芦屋中央病院の施設や土地について、有効利用・活用方を検討します。	○跡地利用の検討	※R8年度の検討結果による	※R8年度の検討結果による
立地適正化計画に関する事務	継続	人口減少など急速に変化する社会情勢を踏まえ、コンパクトで持続可能なまちづくりを実現するため、都市再生特別措置法第81条に規定に基づき、立地適正化計画を策定します。この計画に基づき、将来的に都市機能や居住地域を誘導し、より住みやすくなるまちづくりを目指します。	○立地適正化計画の策定(1/3年)	○立地適正化計画の策定(2/3年)	○立地適正化計画の策定(3/3年)

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

企画政策課 企画係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
コミュニティセンター併設型入浴施設の整備検討	新規	コミュニティセンターを併設した入浴施設の整備について検討します。	○コミュニティセンター併設型入浴施設の整備検討	※R8年度の検討結果による	※R8年度の検討結果による
室内温水プールの整備検討	新規	室内温水プールの整備について検討します。	○室内温水プールの整備検討	※R8年度の検討結果による	※R8年度の検討結果による
高浜町営住宅跡地利用の検討	新規	高浜町営住宅跡地の利活用について検討します。	○高浜町営住宅跡地利用の検討	※R8年度の検討結果による	※R8年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

企画政策課 シティプロモーション係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金の充実	継続	芦屋町を応援していただける人からの「ふるさと納税制度」による寄附金として、「がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金」を設けています。寄附金は基金に積み立てて適切に管理し、活用メニューから、寄附をいただいた人の思いに沿って、有効に活用します。	○寄附の呼びかけ ○返礼品の充実	○寄附の呼びかけ ○返礼品の充実	○寄附の呼びかけ ○返礼品の充実
地域おこし協力隊の推進	継続	町内外への魅力発信や人材のネットワーク化などといったコーディネートを行う人材を、総務省の地域おこし協力隊制度を活用して導入します。	○地域おこし協力隊活動 ・R5年10月採用 1名(9月末まで) ○地域おこし協力隊の募集 ・R8年採用 1名(農林水産係配属)		
戦略的情報発信プロジェクト	継続	町の情報の収集や発信が集約できる仕組みづくり(ポータルサイトなど)や、SNSなどを活用した効果的な情報発信を推進します。さらに、イメージキャラクターやロゴマークを活用するとともに、プロモーションツールの製作を展開し、統一イメージでの町の情報発信を推進します。	○デザイナーの雇用 ○ポロシャツの作成 ○観光大使、ホームページ、SNS、dボタン広報誌等を活用した情報発信 ○移住・定住PR冊子の作成検討	○デザイナーの雇用 ○ポロシャツの作成 ○観光大使、ホームページ、SNS、dボタン広報誌等を活用した情報発信 ○移住・定住PR冊子の作成 ※R8年度の検討結果による ○ホームページシステムの更新	○デザイナーの雇用 ○ポロシャツの作成 ○観光大使、ホームページ、SNS、dボタン広報誌等を活用した情報発信 ○移住・定住PR冊子の作成 ※R8年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

企画政策課 デジタル推進係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
自治体DXの推進	継続	「芦屋町DX推進計画」に基づき、行政サービスや行政事務のあり方について、デジタル技術を活用することで見直しを行い、住民サービスの利便性向上や行政事務の効率化を目指します。	○ノーコードツールの導入 ○DX推進に向けた取り組み検討	○DX推進に向けた取り組み ※R8年度の検討結果による	○DX推進に向けた取り組み ※R8年度の検討結果による
番号利用事務系システムの維持管理及び更新	継続	住民サービスの提供と行政事務の効率化や正確性・信頼性を保持するため、番号利用事務系システム(ハード、ソフト)の保守や改善のための更新を実施します。 ※番号利用事務系システムとは、住民・税・国保・年金などの情報が入っているシステム全般のこと。	○番号利用事務系システムの共同運用 ○番号利用事務系システム標準版への移行(2/2年) ○自治体間ネットワークの維持 ○国共通クラウド間ネットワークの構築 ○国共通クラウドの利用開始 ○電算機器の維持管理・更新	○番号利用事務系システム標準版の運用 ○国共通クラウド間ネットワークの維持 ○国共通クラウドの利用 ○電算機器の維持管理・更新	○番号利用事務系システム標準版の運用 ○国共通クラウド間ネットワークの維持 ○国共通クラウドの利用 ○電算機器の維持管理・更新
LGWAN系、インターネット系システムの維持管理及び更新	継続	デジタル社会における行政事務の効率化や正確性を維持するため、電算機器やネットワークの適切な維持管理と計画的な更新を行うことで、電算システムの安定運用に努めます。 ※LGWAN系、インターネット系システムとは、主に情報の伝達・共有・管理を目的とした電算システム。	○電算機器の維持管理・更新	○電算機器の維持管理・更新	○電算機器の維持管理・更新

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

芦屋港活性化推進室 事業推進係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
芦屋港レジャー港化の推進	継続	地方港湾である芦屋港は物流港として福岡県が維持管理していますが、広大な背後地を含め物流港として十分な機能が発揮されていません。そのため観光レジャー要素を持つ港へ用途を変更し、芦屋町の活性化に繋がる必要な施設や機能の導入を図るものです。	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋港ポートパークの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備 ・管理事務所備品購入 ○釣りモデル港の取り組み実施 <ul style="list-style-type: none"> ・稚魚放流 ○Web3事業の効果検証 ○情報発信・機運醸成の内容検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○釣りモデル港の取り組み実施 <ul style="list-style-type: none"> ・稚魚放流 ○Web3事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の効果検証結果による ○情報発信・機運醸成の取り組み実施 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による 	<ul style="list-style-type: none"> ○釣りモデル港の取り組み実施 <ul style="list-style-type: none"> ・稚魚放流 ○Web3事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の効果検証結果による ○情報発信・機運醸成の取り組み実施 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による
芦屋港野積場エリア等の活用	継続	「芦屋港活性化基本計画」に掲げている観光集客機能の施設として、砂像の屋内常設展示施設を整備することとしていましたが、建築概算工事費の増大などにより、建築取り止めとなりました。建築取り止めに伴う跡地は、隣接する1号上屋と併せて民間活力の導入について検討を進め、活用方法の検討及び整備を進めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○官民連携アドバイザー業務の実施(1/2年) <ul style="list-style-type: none"> ・実施方針等の作成支援 ・募集要項等の作成支援 ・事業者の公募支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○官民連携アドバイザー業務の実施(2/2年) <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の選定支援 ・契約の締結支援 ○事業者の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ○選定事業者との調整 <ul style="list-style-type: none"> ※R9年度の選定結果による
芦屋港施設の管理運営	継続	芦屋港レジャー港化に伴い、海浜公園を含めたエリア全体のプロモーションやサービスの向上、経費の削減等を図るため、エリアマネジメントによる管理運営方法を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋港ポートパークの管理運営(一部業務委託) ○管理運営体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋港ポートパークの管理運営(一部業務委託) ○管理運営体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋港ポートパークの管理運営(一部業務委託) ○管理運営体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度及びR9年度の検討結果による
里浜づくり事業の推進	継続	芦屋海岸は、芦屋港の建設以降、港の西側に広大な砂浜が広がりはじめ、堆積した砂が近隣の住宅地まで飛び、飛砂による被害の問題が発生しています。このような問題解決のため、松の植樹等が行われました。今後は植樹した松の生育や育成活動組織(協議会等)の形成に向けた事業を県と協議しながら推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○堆砂の除去、堆砂対策、維持管理に関する要望 ○北側エリア追加植樹に係る県調整 ○西側エリア砂浜植物増生に係る県調整 ○緑地管理の検討・協議等 ○飛砂調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○堆砂の除去、堆砂対策、維持管理に関する要望 ○北側エリア追加植樹に係る県調整 ○西側エリア砂浜植物増生に係る県調整 ○緑地管理の検討・協議等 ○飛砂調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○堆砂の除去、堆砂対策、維持管理に関する要望 ○北側エリア追加植樹に係る県調整 ○西側エリア砂浜植物増生に係る県調整 ○緑地管理の検討・協議等 ○飛砂調査

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

財政課 契約管財係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
庁舎適正管理事業	継続	芦屋町役場(庁舎)個別施設計画等に基づき、庁舎及び付属設備の計画的な改修・修繕を行います。	○庁舎空調機等改修工事実施設計	○庁舎空調機等改修工事 ○庁舎電話通話記録装置の設置検討	○庁舎電話通話記録装置の設置 ※R9年度の検討結果による
大規模盛土造成地対策事業(町有地)	継続	国土交通省が示す「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づき、大規模盛土造成地等の地盤調査及び安定計算(第二次スクリーニング)による状況把握のため、町有地(江川台)の調査・確認・対策等を行います。	○大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査	※R8年度第二次スクリーニングの結果による	※R8年度第二次スクリーニングの結果による
船頭町商業施設管理事業	継続	船頭町商業施設個別施設計画に基づき、船頭町商業施設の計画的な改修・修繕を行います。	○船頭町商業施設改修工事実施設計	○船頭町商業施設改修工事	
夏井ヶ浜町有地法面崩落対策工事	新規	夏井ヶ浜町有地法面崩落場所の安全対策を実施します。	○夏井ヶ浜町有地法面崩落対策工事実施設計	○夏井ヶ浜町有地法面崩落対策工事 ※R8年度の実施設計結果による	

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

住民課 住民係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
コンビニ交付システム機器更新	新規	コンビニ交付システム機器を更新します。	○コンビニ交付システム機器の更新		

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

住民課 保険年金係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
国民健康保険事業の運営安定化	継続	国民健康保険制度は、県の補助金と国民健康保険税で運営されています。しかし医療費の増大や税収の減少などにより、運営基盤が脆弱なため、医療費の削減に努めるとともに、国民健康保険事業の運営安定化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○国保税の改正 ○特定健診及び特定保健指導の促進 ○ジェネリック医薬品の普及促進等による医療費の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ○国保税の改正検討 ○特定健診及び特定保健指導の促進 ○ジェネリック医薬品の普及促進等による医療費の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ○国保税の改正 ○特定健診及び特定保健指導の促進 ○ジェネリック医薬品の普及促進等による医療費の削減

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

福祉課 高齢者支援係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
老人憩の家のあり方	継続	高齢者の健康の増進、教養の向上等を目的に設置された町内3ヶ所の老人憩の家は、設置後40年以上経過し、施設が老朽化しています。将来に渡る人口減少や利用見込の減少、町内の公共施設の現状、財政負担等を総合的に踏まえ令和11年3月末で廃止とします。今後は廃止手続きや新たな高齢者施策及び跡地利用の検討を行います。	○廃止に向けた手続き ○跡地利用の検討 ○代替事業の検討及び実施	※R8年度の検討結果による	※R8年度の検討結果による
老人憩の家の指定管理者制度による管理運営	継続	町内3ヶ所の老人憩の家について、令和11年3月末で廃止するまで指定管理者制度による管理運営を行います。	○指定管理者による運営(3/5年)	○指定管理者による運営(4/5年)	○指定管理者による運営(5/5年)
高齢者福祉計画の策定・推進	継続	福岡県介護保険広域連合が策定する「介護保険事業計画」と相互に補完し合いながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者の福祉を増進するための計画を策定し、推進します。	○地域包括ケア推進委員会の開催 ○第10期高齢者福祉計画の策定(2/2年)	○地域包括ケア推進委員会の開催	○地域包括ケア推進委員会の開催 ○第11期高齢者福祉計画の策定(1/2年)
高齢者補聴器購入費助成事業	継続	聴力機能の低下によりコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、管理医療機器認定を取得した補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。	○高齢者補聴器購入費助成 ・期間延長の検討	※R8年度の検討結果による	※R8年度の検討結果による
高齢者世帯等熱中症対策エアコン購入費助成事業	新規	家庭用エアコンがない住宅に住む高齢者世帯(非課税世帯)に対し、エアコンの購入と設置にかかる経費に助成金を交付します。	○高齢者世帯等熱中症対策エアコン購入費助成 ・期間延長の検討	※R8年度の検討結果による	※R8年度の検討結果による
高齢者世帯住み替え費用助成事業	新規	高齢者世帯の住環境改善を支援し、居住の安定の確保及び居住水準の向上を図るため、高齢者世帯の住み替えに係る費用の一部を助成します。	○高齢者世帯住み替え費用助成	○高齢者世帯住み替え費用助成	○高齢者世帯住み替え費用助成

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

福祉課 高齢者支援係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
高齢者等GPS端末機等導入費助成事業	新規	行方不明になる恐れのある高齢者等を介護する家族等を対象に、GPS端末機及びスマートタグの購入・賃貸借に伴う費用の一部を助成します。	○高齢者等GPS端末機等導入費用助成	○高齢者等GPS端末機等導入費用助成	○高齢者等GPS端末機等導入費用助成
高齢者シニアカー等購入費助成事業	新規	運転免許の返納や筋力の低下などにより外出が難しくなった高齢者を対象に、シニアカー等の購入費の一部の助成を検討します。	○高齢者シニアカー等購入費助成事業の実施検討	※R8年度の検討結果による	※R8年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

福祉課 障がい者・生活支援係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
障がい者福祉の充実	継続	中間市・遠賀郡四町で連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実及び精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等を行い、障がい者福祉の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム支援体制の構築 ○医療的ケア児支援のための協議の場の設置 ○医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム支援体制による支援 ○医療的ケア児支援のための関係機関との協議 ○医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム支援体制による支援 ○医療的ケア児支援のための関係機関との協議 ○医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施
障害者計画及び障害福祉計画の推進	継続	「障害者計画」及び「障害福祉計画」を策定し、障がい者施策を推進しています。障がい者施策を一体的かつ継続的に推進していくため、それぞれの計画期間が満了する時期に新たな計画を策定します。	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉計画推進委員会の開催 ○第8期障害福祉計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉計画推進委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉計画推進委員会の開催 ○第5期障害者計画の策定(1/2年) ○第9期障害福祉計画の策定(1/2年)
福祉会館個別施設設計画の策定	変更	国からの通知により平成29年3月に策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき、福祉会館の維持管理・修繕・更新等に係る取組方針や具体的な実施内容、時期等を示すものとして「個別施設設計画」を策定します。	<ul style="list-style-type: none"> ○個別施設設計画の策定 		
福祉会館外部改修工事	新規	福祉会館の老朽化及び長寿命化のため改修を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○外部改修工事実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部改修工事 ※R8年度の実施設設計結果による 	

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

健康・こども課 子育て支援係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
子育て支援センターの管理運営事務 (指定管理者制度)	継続	子育て中の親子が気軽に集い、情報交換や交流ができる子育て支援センターについて、育児相談や子育て支援サービスの充実や効率的な施設運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を行います。	○指定管理者による運営(3/5年) ○改修工事実施設計	○指定管理者による運営(4/5年) ○次期指定管理者に関する協議 ○外部改修工事 ○電灯設備・空調設備更新工事 ※R8年度の実施設設計結果による	○指定管理者による運営(5/5年) ○次期指定管理者選定
出産祝金交付事業	継続	芦屋町に居住し、こどもを生み育てる意欲を高め、活力あるまちづくりを推進するため、出生した子の父または母に対し出産祝金(商工会発行の商品券)を交付します。	○出産祝金の交付 ○アンケート調査の実施	○出産祝金の交付 ・期間延長の検討 ○アンケート調査の実施	○出産祝金の交付 ※新規分は、R9年度の検討結果による
芦屋東小学校学童クラブの移転	新規	児童により安全・安心で快適な保育を提供するため、芦屋町子育て支援センター内の学童クラブを芦屋東小学校敷地内に移転します。	○芦屋東小学校学童クラブ新築等工事実施設計	○芦屋東小学校学童クラブ新築等工事 ※R8年度の実施設設計結果による	○新芦屋東小学校学童クラブ供用開始 ※R8年度の実施設設計結果による
芦屋中央病院での病児保育の実施	新規	こどもが病気の際に、保護者が就労等で自宅での保育が困難な場合に、病気のこどもを一時的に保育する病児保育事業について、芦屋中央病院での実施を検討します。	○芦屋中央病院での病児保育の実施検討	※R8年度の検討結果による	※R8年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

健康・こども課 健康づくり係1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
特定健診・特定保健指導の充実	継続	「特定健康診査等実施計画・データヘルス計画」に基づき、40～74歳の国民健康保険被保険者を対象に、生活習慣病予防のための健診と保健指導を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健診の実施 ○特定保健指導の実施 ○未受診者医療情報収集の実施 ○未受診者対策業務の実施 ○運動教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健診の実施 ○特定保健指導の実施 ○未受診者医療情報収集の実施 ○未受診者対策業務の実施 ○運動教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健診の実施 ○特定保健指導の実施 ○未受診者医療情報収集の実施 ○未受診者対策業務の実施 ○運動教室の実施
がん検診事業の充実	継続	日本人の死亡原因の第1位となっているがんの早期発見・早期治療のため、がん検診事業の充実を図ります。	○がん検診の実施	○がん検診の実施	○がん検診の実施
不妊治療費助成事業	継続	不妊に悩む夫婦の経済的・精神的負担の軽減や、町の出生率の向上の施策として、不妊治療費等に係る費用の一部を助成します。	○特定不妊治療(先進医療)支援に係る助成 ・期間延長の検討	※R8年度の検討結果による	※R8年度の検討結果による
予防接種事業	新規	予防接種を実施することで、感染予防、発病予防、重症化予防、感染症のまん延予防を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者帯状疱疹予防接種における早期予防接種希望者(R9年度からR11年度における定期接種対象者)の接種費用助成 ○定期予防接種対象者の接種費用助成 	○定期予防接種対象者の接種費用助成	○定期予防接種対象者の接種費用助成
妊産婦健康診査事業	新規	少子化対策の一環として妊婦健康診査費用・産婦健康診査費用を助成することにより、妊娠中から出産後にかかる経済的負担を軽減します。令和8年度からは産婦健康診査費用の助成を開始し、妊娠中から出産後までの切れ目のない支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○産婦健康診査の費用助成 ○妊婦健康診査の費用助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○産婦健康診査の費用助成 ○妊婦健康診査の費用助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○産婦健康診査の費用助成 ○妊婦健康診査の費用助成

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

健康・こども課 健康づくり係2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
乳幼児健康診査事業	新規	乳幼児の病気の予防と早期発見、及び健康の保持・増進を図るために乳幼児健康診査を実施します。令和8年度からは1か月児健診、5歳児健診を開始し、健康の保持・増進とともに、出産後から就学前までの切れ目ない支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○1か月児健康診査 ○5歳児健康診査 ○0～3歳児健康診査 	<ul style="list-style-type: none"> ○1ヶ月児健康診査 ○5歳児健康診査 ○0～3歳児健康診査 	<ul style="list-style-type: none"> ○1ヶ月児健康診査 ○5歳児健康診査 ○0～3歳児健康診査
電子版母子健康手帳の導入	新規	従来母子健康手帳を紙媒体で交付してきましたが、今後利用者の利便性を向上させるため、電子版母子健康手帳の導入を検討します。	○電子版母子健康手帳の導入に向けた検討	※R8年度の検討結果による	※R8年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

産業観光課 農林水産係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
柏原漁港施設整備事業	継続	柏原漁港内の水産業施設の整備を進め、併せて西方海岸の荒波への対策を行います。	○柏原漁港西方海岸荒波対策事業の検討	○柏原漁港8号護岸改修工事実施設計 ○柏原漁港西方海岸荒波対策事業 ※R8年度の検討結果による	○柏原漁港8号護岸改修工事 ○柏原漁港西方海岸荒波対策事業 ※R8年度の検討結果による
洞山・堂山崩落対策事業	変更	風化による崩落が進んでいる洞山・堂山の崩落防止対策を行います。	○堂山崩落対策工事(県事業) ○洞山崩落対策工事(県事業)		
漁業経営の安定化	継続	遠賀漁業協同組合と協力して「浜の活力再生プラン」の事業を進めることで、漁業経営の安定化を図ります。	○稚魚等放流事業補助金の検討 ○学校給食への地元産水産物の提供	○稚魚等放流事業補助金 ※R8年度の検討結果による ○学校給食への地元産水産物の提供	○稚魚等放流事業補助金 ※R8年度の検討結果による ○学校給食への地元産水産物の提供
農業用施設適正管理事業	継続	農業用施設の老朽化状況の調査及び修繕等、適切な維持管理を行うことによって、利便性の向上及び住民の安全を図ります。	○汐入川水門の改修工事 ○農業用水路の浚渫工事(汐入川系統)	○汐入川水門の点検 ○汐入川水門の遠隔装置設置工事 ○農業用水路の浚渫工事(汐入川系統)	○汐入川水門の点検 ○農業用水路の浚渫工事(汐入川系統)
農業・漁業の新規参入者への支援	継続	農業・漁業従事者は高齢化や後継者不足が進行しています。このため、今後も持続可能な力強い農業・漁業を実現するために、意欲のある新規参入者の発掘及び支援を行い、定着を図ります。	○新規参入者に対する支援 ○地域おこし協力隊活動 ・R8年採用 1名	○新規参入者に対する支援 ○地域おこし協力隊活動 ・R8年採用 1名	○新規参入者に対する支援 ○地域おこし協力隊活動 ・R8年採用 1名(10月末まで)
農業振興推進機構営農地耕作条件改善事業	新規	福岡県農業振興推進機構と連携して、山鹿地区(前耕地)の農業整備を行います。	○事業申請	○福岡県農業振興推進機構との協議 ・実施設計	○福岡県農業振興推進機構との協議 ・工事 ・家屋調査

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

産業観光課 商工観光係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
地域振興券発行事業への支援	継続	商工会が行う地域振興券発行事業に対し、プレミアム(上乘せ)分の一部を助成し、物価高騰対策及び町内商工業の振興を図ります。	○商品券のプレミアム(上乘せ)分の一部助成	○商品券のプレミアム(上乘せ)分の一部助成	○商品券のプレミアム(上乘せ)分の一部助成
イベントの実施	継続	地域を活性化する観光イベントの実施に対して支援を行います。また、住民が主体となって企画・運営するイベントの支援や新たなイベントの創出を図ります。	○あしや花火大会事業補助金の交付 ○あしや砂像展事業補助金の交付 ○企画提案型イベントの検討	○あしや花火大会事業補助金の交付 ○あしや砂像展事業補助金の交付 ○企画提案型イベントの実施 ※R8年度の検討結果による	○あしや花火大会事業補助金の交付 ○あしや砂像展事業補助金の交付
海浜公園・レジャープールの整備	継続	海浜公園・レジャープールの適切な維持管理を図るため、計画的な施設・設備の改修を実施します。	○長寿命化計画に基づいた改修、更新 ○海浜公園施設長寿命化計画の改定	○長寿命化計画に基づいた改修、更新 ※改定後の長寿命化計画による	○長寿命化計画に基づいた改修、更新 ※改定後の長寿命化計画による
観光施設の管理運営(指定管理者制度)	継続	観光施設(国民宿舎マリントラスあしや、海浜公園・レジャープール)に指定管理者制度を導入することで、民間事業者の能力を活用し、利用者に対するサービス向上及び経費の削減を図ります。	○指定管理者による運営 ・海浜公園(1/1年) ・レジャープール(1/1年) ・国民宿舎マリントラスあしや(1/5年) ○次期指定管理者の選定 ・海浜公園 ・レジャープール	○指定管理者による運営 ・海浜公園(1/5年) ・レジャープール(1/5年) ・国民宿舎マリントラスあしや(2/5年)	○指定管理者による運営 ・海浜公園(2/5年) ・レジャープール(2/5年) ・国民宿舎マリントラスあしや(3/5年)
観光推進プロジェクトの推進	継続	観光振興によるまちづくりを推進していくため、「観光基本構想」に基づく施策の展開を推進します。	○観光基本構想の推進 ・推進委員会の事業評価 ○観光あしや協議会の開催 ○アンケート調査の実施	○観光基本構想の見直し ・推進委員会の開催 ・ワーキング会議の開催 ○観光基本構想の推進 ・推進委員会の事業評価 ○観光あしや協議会の開催 ○アンケート調査の実施	○観光基本構想の推進 ・推進委員会の事業評価 ○観光あしや協議会の開催 ○アンケート調査の実施
「芦屋町No.1プロジェクト」の推進	継続	地域の観光資源として、オールシーズン集客に向けた施策を進めることで観光客増を図ります。	○オールシーズン集客施策の実施 ・次年度以降の実施検討	※R8年度の検討結果による	※R8年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

産業観光課 商工観光係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
町内事業者への支援	継続	町内での中小企業の新たな事業の創出などによる地域経済の活性化、需要の増大、雇用の創出を目的として、新たに創業を行う方に対し、補助金を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> ○制度融資による支援 ○企業誘致条例の拡充検討 ○支援施策のPR ○創業促進支援事業補助金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度融資による支援 ○企業誘致条例の拡充 ※R8年度の検討結果による ○支援施策のPR ○創業促進支援事業補助金の交付 ・期間延長の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度融資による支援 ○企業誘致条例の拡充 ※R8年度の検討結果による ○支援施策のPR ○創業促進支援事業補助金の交付 ※R9年度の検討結果による
空き店舗・空き家を生かした起業・誘致	継続	空き店舗等の利用促進及びまちのにぎわいづくりのため、空き店舗等に出品する者に対し、補助金を交付します。また、空き店舗を探している人に情報を提供する空き店舗バンクを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○空き店舗等活用事業補助金の交付 ・制度のPR ・空き店舗バンクの継続検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き店舗等活用事業補助金の交付 ・制度のPR ・期間延長の検討 ・空き店舗バンクの継続 ※R8年度の検討結果による 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き店舗等活用事業補助金の交付 ※新規分は、R9年度の検討結果による
芦屋製品の消費拡大	継続	芦屋製品の町内での販売、食事ができる場の仕組みづくりを推進します。また、付加価値を高めるためのブランド化や販路拡大の取り組みなどを商工会をはじめとする関係機関と連携し推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ブランド認定制度の実施 ○認定品のPR・販路拡大の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ブランド認定制度の実施 ○認定品のPR・販路拡大の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ブランド認定制度の実施 ○認定品のPR・販路拡大の検討
観光公園の整備	継続	観光公園(夏井ヶ浜はまゆう公園・魚見公園・城山公園)の整備を進めます。また、利用者の安全・安心を確保するため、適切な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○魚見公園(もみじ谷、国道495号側登り口) ・基本計画を踏まえた必要性の再検討 ○城山公園 ・法面整備工事(国道495号側) ・法面整備工事(唐戸斜面側) 	<ul style="list-style-type: none"> ○魚見公園(もみじ谷、国道495号側登り口) ※R8年度の検討結果による ○城山公園 ・法面整備工事(民家側) 	<ul style="list-style-type: none"> ○魚見公園(もみじ谷、国道495号側登り口) ※R8年度の検討結果による
地域おこし協力隊事業の推進	継続	町内外への魅力発信や人材のネットワーク化などといったコーディネートを行う人材を、総務省の地域おこし協力隊制度を活用して導入します。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域おこし協力隊活動 ・R5年10月採用 1名 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域おこし協力隊活動 ・R5年10月採用 1名(9月末まで) 	

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

産業観光課 商工観光係 3

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
サイン整備事業	継続	総合案内板及び町内案内サイン等の修正及び設置箇所の検討を行い、まちのイメージアップと観光客の町内回遊を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○劣化した町内案内サイン改修 ○芦屋港レジャー港化に併せたサイン整備 ※芦屋港の整備進捗による 	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋港レジャー港化に併せたサイン整備 ※芦屋港の整備進捗による 	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋港レジャー港化に併せたサイン整備 ※芦屋港の整備進捗による
中心市街地の駐車場整備	新規	正門通り商店街などの中心市街地に立地する店舗等を訪問するための駐車場の確保、整備を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場整備に向けた私有地取得の検討 ○船頭町駐車場の整備に係る検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による 	<ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による
国民宿舎マリンテラスあしやの整備	継続	快適な宿泊環境を提供し、サービスレベルを維持するため、施設・設備の改修を計画的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○外壁補修工事実施設計 ○長寿命化計画の見直しに向けた調査及び検討 ○施設・設備の修繕等 	<ul style="list-style-type: none"> ○外壁補修工事 ※R8年度の設計結果による ○中央監視装置リモート機器更新 ○電気設備改修工事実施設計(LED化・エレベーター・屋内キュービクル) ○長寿命化計画の見直し ※R8年度の検討結果による ○施設・設備の修繕等 	<ul style="list-style-type: none"> ○エレベーター改修工事 ※R9年度の実施設計結果による ○LED化工事 ※R9年度の実施設計結果による ○施設・設備の修繕等

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

環境住宅課 環境・公園係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
公園整備事業	継続	町内の都市公園等(海浜公園除く)の遊具や休憩施設などの公園施設について、老朽化が進んでいることから、定期点検を行い、その結果に基づき整備を行います。公園施設の整備については、地域の皆さんの意見を取り入れながら、公園毎のニーズにあった公園整備を計画的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○公園の維持管理(除草・清掃・点検等) ○遊具の維持管理(整備・撤去等) ○施設の維持管理(整備・撤去等) ○公園樹木の定期剪定 <ul style="list-style-type: none"> ※毎月の点検結果及び地域要望に基づき検討 ○地域交流の場としての活用促進 ○中央公園防草工事 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園の維持管理(除草・清掃・点検等) ○遊具の維持管理(整備・撤去等) ○施設の維持管理(整備・撤去等) ○公園樹木の定期剪定 <ul style="list-style-type: none"> ※毎月の点検結果及び地域要望に基づき検討 ○地域交流の場としての活用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園の維持管理(除草・清掃・点検等) ○遊具の維持管理(整備・撤去等) ○施設の維持管理(整備・撤去等) ○公園樹木の定期剪定 <ul style="list-style-type: none"> ※毎月の点検結果及び地域要望に基づき検討 ○地域交流の場としての活用促進
月軒憩いの広場(仮称)整備事業	継続	町内で最も通過交通の多い国道495号線沿いの自衛隊緩衝地について、来町者や町民の憩いの空間を提供するため、九州防衛局と協議を進めながら整備を検討します。	月軒憩いの広場整備事業の検討	※R8年度の検討結果による	※R8年度の検討結果による
脱炭素先行地域の取組み	継続	地球温暖化対策として、芦屋町を含めた北九州都市圏域で、圏域内の脱炭素化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○洋上風力発電事業の検討 ○県との動向による 	※R8年度の検討結果による	※R8年度の検討結果による
町営墓地整備事業	新規	町営墓地の台帳の整備、墓石への影響を考慮した樹木の枝払い・剪定・ごみの収集などの整備を実施します。また、管理者不明墳墓については、広報等で管理者登録を呼びかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ○鶴松墓地松くい虫防除墓石洗い ○大久保墓地樹木剪定 ○御廟所墓地危険木伐採 ○御廟所墓地山鹿小学校側法面剪定 	○鶴松墓地松くい虫防除墓石洗い	<ul style="list-style-type: none"> ○鶴松墓地松くい虫防除墓石洗い ○大久保墓地樹木剪定

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

環境住宅課 地域振興・交通係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
自治区担当職員制度の推進	継続	「住民参画まちづくり条例」による“協働のまちづくり”の実現のため、すべての職員が地域の活動に参加し、住民の皆さんによる自主的な地域づくりのサポートを目的として実施します。	○自治区行事支援の実施	○自治区行事支援の実施	○自治区行事支援の実施
自治区活性化促進事業	継続	地域での基礎的なコミュニティである自治区の加入率向上のため、地域づくりの基礎となる自治区にもっと関心を持ってもらえるよう、自治区活動への支援や加入率向上に向けた取り組みを区長会・自治区と協働して実施します。	○自治区活性化事業の実施 ○区長会の支援 ○地域要望の受付	○自治区活性化事業の実施 ○区長会の支援 ○地域要望の受付	○自治区活性化事業の実施 ○区長会の支援 ○地域要望の受付
公共交通の確保・維持	継続	町民の交通手段を確保するため、タウンバス及び巡回バスを運行します。また、地域公共交通の維持・確保・改善のために、地域公共交通活性化協議会を開催し事業の検討・協議を行います。	○タウンバスの運行 ・バス車両1台購入 ○巡回バスの運行 ○地域公共交通活性化協議会の開催 ○地域公共交通計画の策定	○タウンバスの運行 ○巡回バスの運行 ・バス車両1台購入 ○地域公共交通活性化協議会の開催	○タウンバスの運行 ○巡回バスの運行 ○地域公共交通活性化協議会の開催
空家対策	継続	町内の空家の実態について、住民からの情報を収集し、所有者に対し適正な管理を求めていくための方策を検討、実施します。	○空家等対策計画に基づいた所有者への各種通知及び相談業務 ○老朽危険家屋等解体補助金の交付 ○中古住宅解体後の新築住宅建築補助金の交付 ○ブロック塀等撤去費補助金の交付 ・次年度以降の実施検討 ○木造戸建て住宅耐震改修補助金の交付 ○空家(空地)バンク事業の推進 ○空家等対策協議会の開催 ○空家等実態調査の実施	○空家等対策計画に基づいた所有者への各種通知及び相談業務 ○老朽危険家屋等解体補助金の交付 ・期間延長の検討 ○中古住宅解体後の新築住宅建築補助金の交付 ・期間延長の検討 ○ブロック塀等撤去費補助金の交付 ※R8年度の検討結果による ○木造戸建て住宅耐震改修補助金の交付 ○空家(空地)バンク事業の推進 ○空家等対策協議会の開催	○空家等対策計画に基づいた所有者への各種通知及び相談業務 ○老朽危険家屋等解体補助金の交付 ※新規分は、R9年度の検討結果による ○中古住宅解体後の新築住宅建築補助金の交付 ※新規分は、R9年度の検討結果による ○ブロック塀等撤去費補助金の交付 ※R8年度の検討結果による ○木造戸建て住宅耐震改修補助金の交付 ○空家(空地)バンク事業の推進 ○空家等対策協議会の開催

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

環境住宅課 住宅係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
高浜団地用途廃止及び解体	継続	高浜団地については、「町営住宅等長寿命化計画」において、耐用年数や耐震、防災の観点から早急な対応が必要とされています。このため、入居者の移転を促進し、空家となった棟から順次解体撤去を行います。	○解体工事	○解体工事	○解体工事
町営住宅改善事業	変更	「町営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅等の改善を計画的に行います。	○新緑ヶ丘団地給水ポンプ更新工事	○新緑ヶ丘団地共用部LED化工事	
移住・定住促進事業	継続	人口減少を緩やかにしていくため、各種施策により、定住促進に努めます。	○移住相談会（ふるさと回帰フェア）への参加 ○定住促進奨励金の交付 ○交付者へのアンケート実施	○移住相談会（ふるさと回帰フェア）への参加 ○定住促進奨励金の交付 ・期間延長の検討 ○交付者へのアンケート実施	○移住相談会（ふるさと回帰フェア）への参加 ○定住促進奨励金の交付 ※新規分は、R9年度の検討結果による ○交付者へのアンケート実施
新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助事業	継続	新婚世帯及び子育て世帯の定住促進を図るため、町内の新婚世帯に加え、町外から転入してきた新婚・子育て世帯に対し、家賃の一部として、商工会発行の商品券を補助します。	○新婚世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付 ○子育て世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付 ○交付対象者へのアンケート実施	○新婚世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付 ・期間延長の検討 ○子育て世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付 ・期間延長の検討 ○交付対象者へのアンケート実施	○新婚世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付 ※新規分は、R9年度の検討結果による ○子育て世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付 ※新規分は、R9年度の検討結果による ○交付対象者へのアンケート実施
町営住宅等用途廃止事業	継続	「町営住宅等長寿命化計画」に基づき、耐用年数や耐震、防災の観点から早急な対応が必要とされている町営住宅（山鹿A団地、山鹿B団地、鶴松中層団地、幸町住宅）については、入居者の移転を促進し、用途廃止及び解体を行います。	○入居者の移転補償 ○入居前整備	○入居者の移転補償 ○入居前整備	
町営住宅等長寿命化計画の見直し	継続	町営住宅等の管理戸数の適正化や長寿命化を図るために策定している「町営住宅等長寿命化計画」については、令和4年度から令和13年度までを計画期間としています。本計画は5年ごとに現況に合わせた改定を行うこととされているため、計画の見直しを行います。	○長寿命化計画の見直し	○長寿命化計画の推進	○長寿命化計画の推進

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

都市整備課 土木係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
町道と国・県道の振り替え	継続	山鹿地区の国道495号など、利用者にとって、わかり易い道路網の整理を目的とし、国・県道と町道との振替えを図ります。	○福岡県と整備事項等に関する調整 ※福岡県の整備完了次第、順次移管 ○町道移管路線 ※移管完了後、樹木の健全度診断予定	○福岡県と整備事項等に関する調整 ※福岡県の整備完了次第、順次移管 ○町道移管路線 ※移管完了後、樹木の健全度診断予定	○福岡県と整備事項等に関する調整 ※福岡県の整備完了次第、順次移管 ○町道移管路線 ※移管完了後、樹木の健全度診断予定
西祇園橋の架け替え	継続	西祇園橋は重要な生活道路であるとともに、町の玄関口としての機能も有しています。しかし架設から70年以上経過し老朽化が著しいことから、早期架け替えを推進していきます。また、町の玄関口としてグレードアップを協議します。	○西祇園橋の供用開始		
道路ストックの適正管理事業	継続	計画的に道路附属物(道路ストック)の維持・補修を実施するために、必要に応じて個別計画を策定し、老朽化している道路ストックの長寿命化とコスト削減を図ります。	○道路整備工事(8路線)	○道路整備工事(5路線)	○道路整備工事(6路線) ○道路照明灯の点検
公用車の更新	新規	土木係公用車について、老朽化に伴う更新を行うことで道路維持管理業務の効率化、安定化及び作業環境の改善を図ります。	○公用車の更新		
粟屋排水ポンプ施設の適正管理事業	新規	粟屋排水ポンプ施設は、粟屋地区の雨水を強制排水することを目的に整備しています。近年の集中豪雨や気候変動の影響による浸水被害を踏まえ、雨水排水設備を適切かつ計画的に管理することにより排水機能の維持・向上を図り、地域の安全性及び生活環境の保全を図ります。	○粟屋排水ポンプ更新工事 ○粟屋地区雨水対策施設導入可能性調査	○粟屋地区雨水対策施設実施設計 ※R8年度導入可能性調査の結果による	○粟屋地区雨水対策施設工事 ※R9年度の実施設設計結果による

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

都市整備課 下水道係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
下水道ストックマネジメント事業	継続	すべての下水道施設を対象とした改築更新計画(ストックマネジメント計画)を策定し、計画的に改築更新を実施することにより、安全・安心・安定的な汚水処理及び雨水排除を実現します。	<ul style="list-style-type: none"> ○管路調査 ○汚入ポンプ場他改築工事(外壁等)(1/2年) ○管路施設耐震化工事実施設計 ○管渠更生工事実施設計 ○制御盤及び通報器盤改築工事 ○汚入ポンプ場耐水化改築工事 ○浄化センター照明器具LED化工事 ○人孔改築工事 ○最初沈殿池等大扉改築工事 ○浄化センター外柵改築工事 	<ul style="list-style-type: none"> ○管路調査 ○汚入ポンプ場他改築工事(外壁等)(2/2年) ○管路施設耐震化工事 ○管渠更生工事(幸町・大君) ○中ノ浜・汚入ポンプ場照明器具LED化工事 ○人孔改築工事 	<ul style="list-style-type: none"> ○管路調査 ○汚入ポンプ場改築工事(機械設備等)(1/2年) ○浄化センター他改築工事(電気設備)(1/2年) ○管路施設耐震化工事 ○管渠更生工事(正津ヶ浜・三軒屋) ○人孔改築工事
下水道管渠内面補修工事(部分補修)	継続	下水道管渠の損傷箇所を、部分的に補修し管渠内の補強を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道管渠内面補修工事(正津ヶ浜外) ○下水道管渠内面調査 	○下水道管渠内面調査	○下水道管渠内面調査
下水道事業の広域連携	継続	「連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る連携協約」の締結により、下水道事業の広域化の検討に関する取り組みを推進します。また、福岡県が策定した「福岡県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき、県と各市町村とで処理場統廃合等のハード面や災害時対応の共同化等のソフト面を含めた広域的かつ実現可能な連携の検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市との広域連携、協議 ○し尿処理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・遠賀・中間地域行政組合及び関係市町との協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市との広域連携、協議 ○し尿処理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・遠賀・中間地域行政組合及び関係市町との協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市との広域連携、協議 ○し尿処理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・遠賀・中間地域行政組合及び関係市町との協議
公共下水道整備計画に関する事務	継続	下水道施設の新規整備や改築更新を行うために、下水道全体計画、都市計画決定、下水道事業計画、都市計画下水道事業認可等の策定や設計・工事、関係機関との協議・調整、書類申請などの手続きを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○汚水管渠等整備工事(臨海部) ○西祇園橋圧送管整備工事(2/2年) 	○西祇園橋周辺汚水管撤去工事	
下水道浸水対策事業	継続	浸水シミュレーション等に基づき、浸水原因を把握するとともに、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を検討し、必要に応じて浸水対策施設の整備を行います。	○柏原雨水管改修工事		
下水道使用料の改定	継続	下水道事業の健全かつ継続的経営のため、適正な使用料負担とするため、定期的な使用料の改定を実施します。	○下水道使用料の改定検討	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道使用料の改定 ※R8年度の検討結果による ○下水道使用料の改定検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道使用料の改定 ※R9年度の検討結果による ○下水道使用料の改定検討

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

芦屋釜・歴史文化課 芦屋釜の里・歴史の里係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
芦屋釜復興事業	継続	芦屋釜の復興を実現するために、「第2次芦屋釜の里振興計画」に基づき、芦屋釜製作技術の継承及び芦屋鋳物の産業化(地場化)を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○鋳物師の養成 ○独立した鋳物師への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○鋳物師の養成 ○独立した鋳物師への支援 ○第3次芦屋釜の里振興計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○鋳物師の養成 ○独立した鋳物師への支援
芦屋釜の里魅力向上プロジェクト	継続	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、芦屋釜の里の観光施設としての付加価値の創出、他の観光資源とのネットワーク化などにより、オンリーワンの芦屋釜を生かした魅力づくりを目指します。また、鋳物師による鋳物の体験プログラムの創出など、鋳物師と連携した取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○集客の仕組みづくり ○回遊の仕組みづくり ○外国人観光客への対応 ○土産品の開発及び活用 ○展示会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○集客の仕組みづくり ○回遊の仕組みづくり ○外国人観光客への対応 ○土産品の開発及び活用 ○展示会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○集客の仕組みづくり ○回遊の仕組みづくり ○外国人観光客への対応 ○土産品の開発及び活用 ○展示会の開催
文化財の保護及び活用	継続	文化財保護法に基づき、文化財の適切な保護を行います。また、文化財を地域振興、観光・産業振興等の地域資源として活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ等を活用した情報発信 ○文化財のデジタル化(デジタルアーカイブ)の検討 ○山鹿貝塚の活用 ○町指定文化財の指定検討 ○展示会の開催 ○歴史ボランティアガイドの育成 ○町誌作成 <ul style="list-style-type: none"> ・事例調査及び検討 ○芦屋町歴史図鑑作成 <ul style="list-style-type: none"> ・事例調査及び検討 ○常設展示のリニューアル検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ等を活用した情報発信 ○文化財のデジタル化(デジタルアーカイブ)の検討 ○山鹿貝塚の活用 ○町指定文化財の指定検討 ○展示会の開催 ○歴史ボランティアガイドの育成 ○町誌作成 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による ○芦屋町歴史図鑑作成 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による ○常設展示のリニューアル <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による 	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ等を活用した情報発信 ○文化財のデジタル化(デジタルアーカイブ)の検討 ○山鹿貝塚の活用 ○町指定文化財の指定検討 ○展示会の開催 ○歴史ボランティアガイドの育成 ○町誌作成 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による ○芦屋町歴史図鑑作成 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による ○常設展示のリニューアル <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による
芦屋歴史の里施設改修事業	新規	芦屋歴史の里(歴史民俗資料館)の施設の老朽化に伴い、必要に応じて改修工事を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上防水改修工事実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上防水改修工事 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の実施設計結果による 	
施設使用料等の見直し	新規	芦屋釜の里・芦屋歴史の里の施設使用料等が適正であるか調査・検討するとともに、必要に応じて見直しを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋釜の里呈茶料改定 ○芦屋釜の里及び芦屋歴史の里の特別展入館料改定の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋釜の里及び芦屋歴史の里の特別展入館料改定 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による 	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋釜の里及び芦屋歴史の里の特別展入館料改定 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

学校教育課 学校教育係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
小中学校情報機器活用事業	継続	ICT(情報通信技術)を活用し教師の授業内容や方法の改善を通して、児童・生徒に「分かる」「できる」楽しさを実感させるとともに、ICT活用能力を身に付けさせるため、タブレット・電子黒板を使った授業の実践、無線LANなどの環境整備、学習用ソフト・ICT支援員の導入による、ICT教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT支援員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降の方針検討 ○電子黒板の更新 ○校務支援システムの運用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT支援員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による ○校務支援システムの運用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT支援員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による ○校務支援システムの運用
通学費補助事業	継続	保護者負担の軽減と定住化を推進するため、町内に居住している小中高校生の通学費用の1/2を補助します。また、通学費補助を受けていない高校生に2万円を補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校通学費補助金の交付 ○高校生等通学費補助金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校通学費補助金の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・期間延長の検討 ○高校生等通学費補助金の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・期間延長の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校通学費補助金の交付 <ul style="list-style-type: none"> ※R9年度の検討結果による ○高校生等通学費補助金の交付 <ul style="list-style-type: none"> ※R9年度の検討結果による
小中学校施設整備(建具・外部改修工事)	継続	児童生徒が安全で快適な環境で学習できるよう、老朽化に伴う小中学校建具(防音サッシ等)の計画的な改修を進めます。また、屋上及び外壁の経年劣化による雨漏りを防止するため、外壁改修を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋中学校大規模改修工事実施設計 ○九州防衛局との協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○九州防衛局との協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋中学校大規模改修工事(1/3年) ○芦屋小学校大規模改修工事実施設計 ○九州防衛局との協議
給食費負担軽減事業	継続	保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援に貢献することを目的として、学校給食費の負担軽減事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○給食費無償化の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降の実施検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による 	<ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による
英語教育強化事業	継続	生涯にわたって必要とされる英語によるコミュニケーション力の育成を図るため、小中学校にALT(外国語指導助手)の配置、体験型英語学習(オンライン・対面型英会話授業など)を推進し英語力を高めます。また、英検を受験する小中学生に対して、受験料を全額補助することで検定資格の取得を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校へのALTの配置 ○英検受験料の全額補助 <ul style="list-style-type: none"> ・期間延長の検討 ○体験型英語学習(オンライン・対面型英会話授業)の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降の実施について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校へのALTの配置 ○英検受験料の全額補助 <ul style="list-style-type: none"> ・期間延長の検討 ○体験型英語学習(オンライン・対面型英会話授業)の推進 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校へのALTの配置 ○英検受験料の全額補助 <ul style="list-style-type: none"> ※R9年度の検討結果による ○体験型英語学習(オンライン・対面型英会話授業)の推進 <ul style="list-style-type: none"> ※R8年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

学校教育課 学校教育係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
小中学校施設整備(屋外給水管改修事業)	継続	安定した学校運営ができるよう、小中学校屋外給水管の状況把握を行うとともに、整備を行います。	○芦屋東小学校屋外給水設備改修工事		
小中学校施設整備(校舎LED化事業)	継続	教育環境を整えるため、小中学校校舎の蛍光灯を、環境に配慮されたLEDに交換します。	○芦屋小学校LED化工事 ○芦屋中学校LED化工事	○芦屋東小学校LED化工事 ○山鹿小学校LED化工事	
小中学校施設整備(体育館空調整備事業)	新規	児童生徒の教育環境の充実及び夏場の熱中症対策、災害時の避難施設としての環境改善を目的として小中学校の体育館に空調の整備を実施します。	○小中学校体育館空調整備工事実施設計 ○小中学校体育館空調整備工事		
芦屋中学校放送設備購入	新規	安定した学校運営ができるよう、購入から23年経過し不具合が発生している中学校の放送設備について、新しい機器を購入します。	○芦屋中学校放送設備の購入		

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

学校教育課 給食センター係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
給食費の改定の検討	変更	学校給食法により、給食用食材費の購入に必要な学校給食費は、保護者の負担となっています。近年、食材価格が高騰し、引き続き給食の質を維持し、安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供することが困難となっているため、給食費の改定について検討します。	○給食費の改定 ○給食費改定の検討	○給食費の改定 ※R8年度の検討結果による ○給食費改定の検討	○給食費の改定 ※R9年度の検討結果による ○給食費改定の検討
給食センター空調設備等改修事業	継続	食中毒の防止や調理員が安全に調理業務を行うため、調理室等には空調設備が不可欠です。空調設備等の電子機器が交換時期となっているため、点検結果を踏まえて計画的に更新、改修を行います。	○給食センター空調設備等改修工事(1/2年)	○給食センター空調設備等改修工事(2/2年) ○給食センター給排気ファン改修工事(1/3年)	○給食センター給排気ファン改修工事(2/3年)
給食センターボイラー改修事業	新規	給食センターでは、ボイラーを熱源として、給食調理を行っています。ボイラー本体の耐用年数が近づいているため、点検結果を踏まえて計画的にボイラーの改修を行います。			○ボイラー改修工事

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

生涯学習課 社会教育係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
テニスコート改修事業	継続	テニスコートのクラブハウスやコート等、安全で不具合のない状態を維持し、利用者数の維持・増加ができるように計画的に改修を行います。	○テニスコートクラブハウス改修工事		
施設使用料の見直し	継続	社会体育施設等の施設使用料について、適正かどうか調査・検討し、見直すことで受益者負担の適正化を図ります。	○テニスコート利用区分の見直し ○施設使用料見直しの検討	○施設使用料の見直し ※R8年度の検討結果による	○施設使用料の見直し ※R8年度の検討結果による
社会体育施設照明LED化改修事業	継続	町の体育施設の照明器具について、蛍光灯及び水銀灯をLED照明にすることにより、省エネ及び利用者の利便性の向上を図ります。	○総合体育館LED化工事 ○武道館LED化工事		
町民会館改修事業	継続	不具合箇所の改修や予防保全の改修を行いながら、利用者の安全確保と快適な利用環境の整備を目指します。	○ぶどう棚等改修工事 ○屋上部分改修工事(ぶどう棚部分のみ)	○屋上防水改修工事	
体育施設空調設備設置事業	新規	小体育館・武道館の空調設備設置について検討します。	○小体育館・武道館空調設備の新設検討	※R8年度の検討結果による	※R8年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和8年度～10年度事業]

生涯学習課 公民館・文化係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
芦屋東公民館設備取替工事	継続	生涯学習等における活動が快適で安定した施設環境のもとで行えるよう、芦屋東公民館の空調設備の取替工事を実施します。	○芦屋東公民館空調設備取替工事		